

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○生活保護法による施術者の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定施術者の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	(同)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(農林水産経営支援課)	二
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	三
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	三
○土地改良事業計画変更の適当の決定	(東部地方振興事務所)	三
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧	(農村振興課)	三
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(高校教育課)	六
選挙管理委員会		
○不在者投票を管理すべき施設の指定等		六
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		七
○政治団体の届出		七
○政治団体の届出事項の異動届		七
○政治団体の解散届		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		七

ページ

正 誤

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)	八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)	八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)	九
公安委員会	
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	九
○宮城県公報第二五四二号中	一一
○宮城県公報平成二六年号外第八号中	一一
○宮城県公報第二五四四号中	一一

告 示

○宮城県告示第六百一十一号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名(施術所の名称)	施術所の所在地	指定年月日
阿部 臣一郎 (はとば接骨院)	石巻市流留字浜田中樋四一	平成二十六年四月一日
高田 芳則 (高田治療院)	塩竈市芦畔町五一三十	平成二十六年三月十九日
松川 真也 (まつかわ接骨院)	塩竈市新浜町一六一七	平成二十六年四月八日
遠藤 健人 (えんたけ接骨院)	気仙沼市岩月台ノ沢四十五一八	平成二十六年二月十八日
伊藤 英昭 (いらくせいこつじん七ヶ浜)	宮城郡七ヶ浜町遠山三一四一六十六	平成二十六年四月一日
三品 智博 (桑動青山接骨院)	仙台市太白区八木山松波町十五一	平成二十六年四月十一日

櫻井 彩 (北船岡整骨院イオン船岡店)	柴田郡柴田町西船迫二一ー十五	平成二十六年四月一日
伊藤 優佑 (接骨院きたかた)	登米市迫町北方字壇ノ浦六八ー一二	平成二十六年五月二十九日

○宮城県告示第六百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術者の名称） 大泉 真弥 (さくら整骨院)	施術所の所在地 岩沼市桜五ー四一五	廃止年月日 平成二十六年四月六日
---------------------------------	----------------------	---------------------

○宮城県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二（中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称） 帖佐 尚友 (りらくせいこついでん七ヶ浜)	施術所の所在地 宮城県七ヶ浜町遠山三ー四一六十六	変更年月日 平成二十六年四月一日
変更後 阿相 直樹 (あそう整骨院)	柴田郡大河原町新南三ー五一十四一階	平成二十六年一月一日
変更前 阿相 直樹 (北船岡接骨院)	柴田郡大河原町新南三ー五一十四	
変更後 帖佐 尚友 (やわらぎ整骨院)	気仙沼市田谷十三ー三田谷住研ビル一階	

変更前 千葉 貴幸 (クレイン整骨院矢本関の内店)	東松島市矢本字関の内二ー二十二	平成二十六年五月一日
変更後 千葉 貴幸 (クレイン整骨院石巻恵み野店)	石巻市蛇田字新金沼三百四十四一	
変更前 若生 論隆 (レイス治療院宮城野)	仙台市宮城野区蒲生字南城道田五一八	平成二十六年五月二十三日
変更後	仙台市宮城野区高砂二ー五一ー一三浦ハイツー一A	

○宮城県告示第六百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五二六三〇〇二三	事業所の名称及び所在地 株式会社春幸会放課後等デイサービスつなぐ利府 宮城県利府町花園一ー一一一	指定障害児通所支援の種類 児童発達支援 放課後等デイサービス	設置者名 株式会社春幸会	指定年月日 平成二十六年七月一日
---------------------	--	--------------------------------------	-----------------	---------------------

○宮城県告示第六百十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域 気仙沼市、南三陸町、石巻市区域 漁業協同	区分 総トン数十トン未満の漁船により棒受網を使用することを目的とする	同意成立の届出年月日 平成二十六年六月二十五日	発起人の住所及び氏名 石巻市給分浜給分十一とき丸漁業生産組合 理事 安藤 邦男 本吉郡南三陸町歌津番所八十七ー八三浦 久仁夫	漁業の種類 漁業災害補償 法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六条に規定する漁	特定第二号漁業者数 三人
-------------------------------	---------------------------------------	----------------------------	---	---	-----------------

組合の気 仙沼地区 支所、歌 津支所及 び表浜支 所の地区	る漁業				

○宮城県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県管土地改良事業米谷地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年七月十四日から平成二十六年八月十二日まで

三 縦覧場所

登米市役所

○宮城県告示第六百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画下水道事業

2 名称

南三陸町公共下水道

三 都市計画事業の事業計画の変更の種類

廃止

○宮城県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により審査した結果、石巻市蛇田土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年七月十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年七月十一日から平成二十六年八月十一日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

公 告

○県管七ヶ宿二期地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業（生産基盤型））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月十一日

一 縦覧に供する書類の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
県宮七ヶ宿二期地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業（生産基盤型））変更計画概要書

二 縦覧期間
平成二十六年七月十一日から平成二十六年八月十一日まで

三 縦覧場所
七ヶ宿町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十六年八月十一日

2 提出方法 宮城県大原地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 千九八九―一二四三 宮城県柴田郡大原町字南一二九―一

電子メールアドレス oksgsinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名（法人名）及び連

絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、七ヶ宿町役場で縦覧に供されます。また、提出

された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称 宮城県七ヶ浜町東宮浜字御林三番一の一部並びに同字左道一番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区立町二番十一号 我妻不動産株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称 牡鹿郡女川町小乗浜字向三番一及び十五番の各一部並びに三番一地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区片平二丁目一番一号 国立大学法人東北大学

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 宮城県拓桃医療療育センター整備事業における厨房機器 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十七年三月二十日（金）

4 納入場所 宮城県拓桃医療療育センター整備事業により建設される新病院棟一階（宮城県立こども病院隣接）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五）へ平成二十六年七月三十一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二二二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十六年七月三十一日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年七月二十九日（火）から平成二十六年八月六日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年八月六日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年八月十一日（月）午前九時から平成二十六年八月二十日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年八月二十日（水）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十六年八月二十一日(木) 午前十時 宮城県庁庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第三条の規定に該当する場合には、宮城県議会の議決を得たときに契約が成立するため、それま

での間は仮契約の締結を行うものとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : One kitchen unit for the new Miyagi

Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center that will be constructed

2 Deadline for Delivery : Friday, March 20, 2015

3 Place of Delivery : First floor of the new Miyagi Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center to be constructed next to the Miyagi Children's Hospital

4 Deadline for Bid : Wednesday, August 20, 2014, 5 : 00 p.m.

5 Contract Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号) 七十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年六月十八日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社岩城屋商店 石巻市大街道西二丁目三番五号

五 落札金額 七百十万六千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年五月二十三日

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一大崎市民病院の項中「大崎市古川千手寺町二丁目三番一〇号」を「大崎市古川穂波三丁目

八番一号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年七月十一日から施行する。

○宮選管告示第八十三号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

作並生活改善センターの項、下倉集会所の項及び仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅第一集会所の項を削り、仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅第一集会所（新）の項中「仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅第一集会所（新）」を「仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅第一集会所」に改め、仙台市メ木保育所の項を削る。

○宮選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十六年七月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

板橋勇後援会 二階堂久男 青田 弘志 伊具郡丸森町金山字田林二の二 平成二十六年六月三十日

柴田民雄後援会 伊東 勲 柴田 十子 柴田郡柴田町船岡中央三一一七一 平成二十六年六月十六日

菅原健後援会 菅原 健 沼田 和也 仙台市若林区二軒茶屋一四一三 平成二十六年五月三十日

星吉郎後援会 山田 富市 伊藤 仁治 柴田郡柴田町槻木東二丁目三一五 平成二十六年六月十二日

○宮選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年七月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部 会計責任者の氏名 橋本 博 岩沼 宏幸 平成二十六年六月十日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 くまがい大後援会 会計責任者の氏名 橋本 博 岩沼 宏幸 平成二十六年六月十日

○宮選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十六年七月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

さいとう邦男後援会 竹澤 哲也 平成二十六年五月二十六日

菅原健後援会 菅原 健 平成二十五年三月三十一日

星吉郎後援会 山田 富市 平成二十六年五月三十一日

三神祐司後援会 遠藤 達夫 平成二十六年三月九日

○宮選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年七月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

菅原健後援会

報告年月日 26. 5. 30 (25. 3. 31解散)

1 収入総額 2,156,232

前年繰越額 2,056,232

本年収入額 100,000

2 支出総額 0

3 本年収入の内訳

寄附 100,000

政治団体分 100,000

4 寄附の内訳

(政治団体分)

自由民主党仙台市市区支部連合会 100,000 仙台市青葉区

○宮城県告示第百八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年七月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 塚 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

菅原健後援会

報告年月日 26. 5. 30 (25. 3. 31解散)

1 収入総額 2,606,232

前年繰越額 2,156,232

本年収入額 450,000

2 支出総額 0

3 本年収入の内訳

寄附 450,000

政治団体分 450,000

4 寄附の内訳

(政治団体分)

自由民主党仙台市市区支部連合会

星吉郎後援会 450,000 仙台市青葉区

報告年月日 26. 6. 12 (26. 5. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第百八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年七月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 塚 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

さいとう邦男後援会

報告年月日 26. 2. 25 (26. 5. 26解散)

1 収入総額 37,333

前年繰越額 37,333

2 支出総額 0

菅原健後援会

報告年月日 26. 5. 30 (25. 3. 31解散)

1 収入総額 2,606,232

前年繰越額 2,606,232

2 支出総額 0

星吉郎後援会

報告年月日 26. 6. 12 (26. 5. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

三神祐司後援会

報告年月日 26. 4. 4 (26. 3. 9解散)

1 収入総額	19,888
前年繰越額	3,988
本年収入額	15,900
2 支出総額	19,200
3 本年収入の内訳	
個人の党費・公費	(53人) 15,900
4 支出の内訳	
政治活動費	19,200
組織活動費	19,200

○宮城県選挙区第九十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年七月十一日

宮城県選挙管理委員会
委員長 塚 地 光 輝
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）
さいとう邦男後援会

報告年月日	26. 6. 10 (26. 5. 26解散)
1 収入総額	37,333
前年繰越額	37,333
2 支出総額	37,333
3 支出の内訳	
政治活動費	37,333
機関紙誌の発行その他の事業費	37,333
機関紙誌の発行事業費	37,333
報告年月日	26. 6. 12 (26. 5. 31解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

三神祐司後援会 報告年月日	26. 6. 13 (26. 3. 9解散)
1 収入総額	688
前年繰越額	688
2 支出総額	688
3 支出の内訳	
政治活動費	688
その他の経費	688

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第87号
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年7月11日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

- 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日
- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- (2) 実施期日
ア 新規取得講習
 (ア) 第1回講習
 平成26年9月3日（水）から同月10日（水）までの土・日曜日を除く6日間
 (イ) 第2回講習
 平成26年10月1日（水）から同月8日（水）までの土・日曜日を除く6日間
 イ 追加取得講習
 (ア) 第1回講習
 平成26年9月8日（月）から同月10日（水）までの3日間
 (イ) 第2回講習
 平成26年10月6日（月）から同月8日（水）までの3日間
- 2 実施場所
仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

平成26年7月31日（木）から8月6日（水）までの土・日曜日を除く5日間（7月31日から8月5日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

平成26年8月27日（水）から9月2日（火）までの土・日曜日を除く5日間（8月27日から9月1日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続き

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間及び提出先

事前申込みの翌日（土・日曜日にあたる場合は、翌週月曜日）に、指定された警察署生活安全課に提出すること。
なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(2) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

（ア） 前記4-（1）～エに該当する者
最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

（イ） 前記4-（1）～イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

（ウ） 前記4-（1）～ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

（エ） 前記4-（1）～エに該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

（オ） 前記4-（1）～オに該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(3) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納入すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課
(電話番号022-221-7171 内線3184, 3185)

正 誤

○宮城県公報第二五四二号(平成二十六年三月二十四日付け)中

ページ 段 行

一四 下 一一

遠田郡美里町北浦字船入一番地
先から
同郡同町北浦字船入二番五四地
先まで

遠田郡美里町北浦字舟入一番地
先から
同郡同町北浦字船入二番五四地
先まで

一五 下

後ろか
ら六

遠田郡美里町北浦字船入一番地
先から
同郡同町北浦字船入二番五四地
先まで

遠田郡美里町北浦字舟入一番地
先から
同郡同町北浦字船入二番五四地
先まで

○宮城県公報平成二六年号外第八号(平成二十六年三月二十七日付け)中

ページ 段 行

六 下 一

様式第15号の2(第40条の2関係)
様式第15号の3(第40条の2関係)
(経過措置)

様式第15号の2(第40条の4関係)
様式第15号の3(第40条の3関係)
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸し
付けた公有財産の貸付けに係る

2 改正前の公有財産規則の規定
による諸様式で取扱い上著しく

貸付料については、なお従前の
例による。

3 改正前の公有財産規則の規定
による諸様式で取扱い上著しく
支障のないものについては、当
分の間、改正後の公有財産規則
の規定によるものとみなす。

支障のないものについては、当
分の間、改正後の公有財産規則
の規定によるものとみなす。

○宮城県公報第二五四四号(平成二十六年三月二十八日付け)中

ページ 段 行

六 下 三

登米市迫町新田字上葉ノ木沢一
番三地从り
栗原市築館字太田熊狩三〇番五
地先まで

登米市迫町新田字上葉木沢一番
三地从り
栗原市築館字太田熊狩三〇番五
地先まで

正

誤